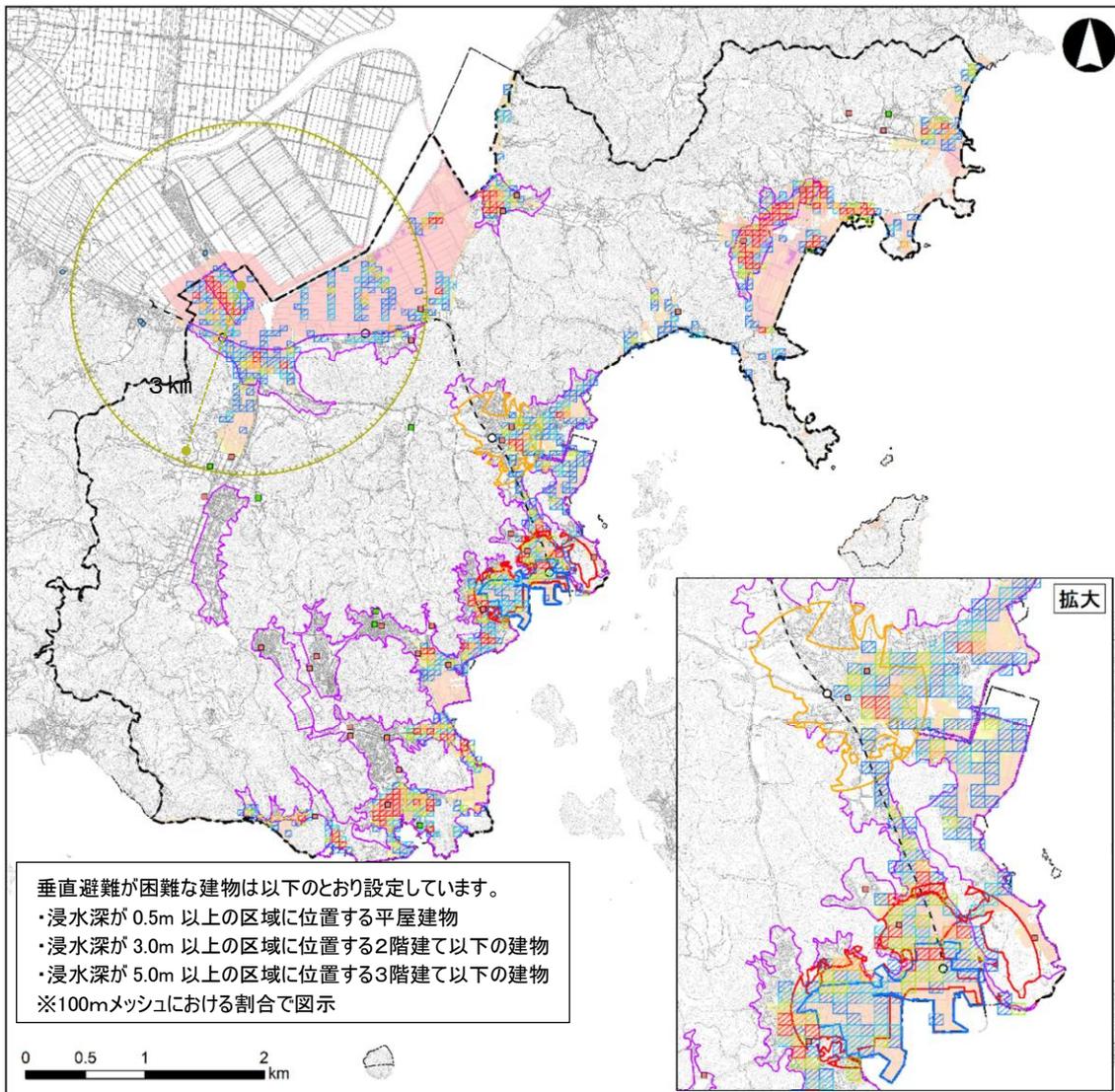


【図6-1】

災害ハザード情報	【6】高潮浸水想定区域【L2】
都市の情報	区域線・建物利用現況（階数）・避難所・避難場所

- ・居住誘導区域内に123.6ha（居住誘導区域の53.2%）の浸水想定区域があり、その内、8.8ha（居住誘導区域の3.8%）で3m以上の浸水が想定されています。
- ・居住誘導区域外では浸水想定区域が市内南側の沿岸部及び児島湖沿岸に広がっており、15.9ha（居住誘導区域外の15.9%）が0.5m以上の浸水想定区域となっています。3m以上の浸水想定区域は770.9ha（居住誘導区域外の7.7%）となっています。
- ・居住誘導区域内に垂直避難が困難な建物が495棟、居住誘導区域外に垂直避難が困難な建物が3,997棟存在しています。居住誘導区域の周辺には垂直避難が困難な建物から比較的近い距離に避難施設が分布しています。常山駅北側では垂直避難が困難な建物が多数存在していますが、東紅陽台1丁目集会所及び東紅陽台2丁目集会所は高潮発生時に利用できないことから、その他の避難施設への避難が求められますが、浸水想定区域から玉野市管轄の避難施設までの距離が遠くなっています。



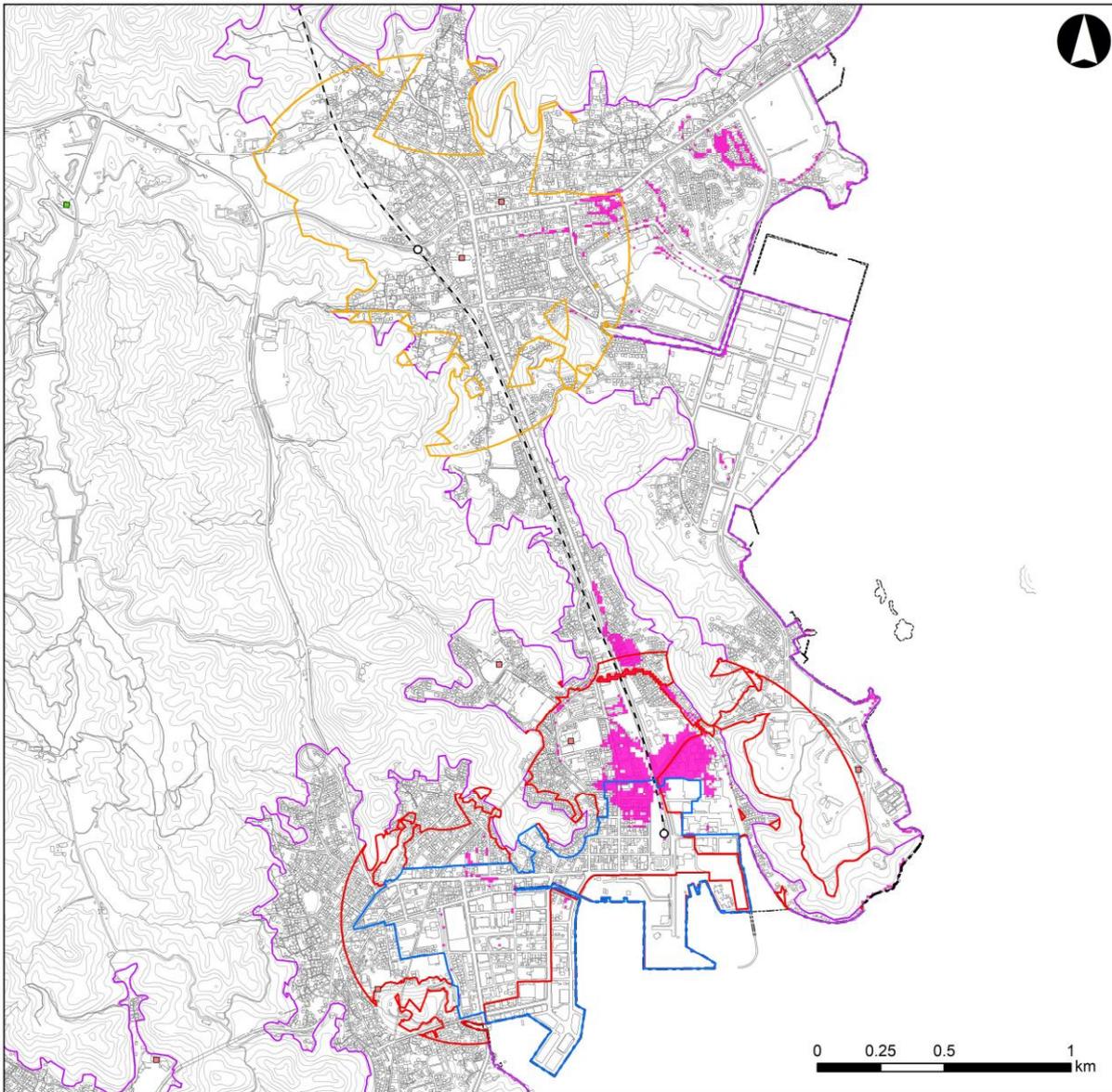
垂直避難が困難な建物は以下のとおり設定しています。
 ・浸水深が0.5m以上の区域に位置する平屋建物
 ・浸水深が3.0m以上の区域に位置する2階建て以下の建物
 ・浸水深が5.0m以上の区域に位置する3階建て以下の建物
 ※100mメッシュにおける割合で図示

凡例	災害ハザード情報	都市の情報	垂直避難困難建物棟数(高潮L2)	避難所・避難場所
	高潮浸水想定区域L2 5.0m～10.0m 3.0m～5.0m 1.0m～3.0m 0.5m～1.0m 0.3m～0.5m ～0.3m	市街化区域 都市計画区域 行政区域 都市機能誘導区域 居住誘導区域 まちなか居住区域 居住促進区域	垂直避難困難建物棟数 垂直避難困難建物なし ～2棟 3～4棟 5～7棟 8～9棟 10棟～	指定緊急避難場所(優先開設避難場所)・指定避難所 指定避難所 ※高潮災害時に利用可能なもののみ表示 岡山市避難施設 岡山市避難施設付近3km圏

【図6-2】

災害ハザード情報	【6】高潮浸水想定区域【L2】
都市の情報	区域線・浸水深3m以上の浸水想定区域・避難所・避難場所

- ・県の岡山沿岸海岸保全基本計画では、海岸保全施設の設計高潮位を平成16年台風16号による高潮（既往最高潮位）に設定しており、想定最大規模（L2）の高潮による浸水を防止することは困難です。そのため、想定最大規模（L2）の高潮に対する対策は「避難」が基本となり、事前に居住地の浸水想定を確認しておくことが重要です。
- ・居住誘導区域から高潮浸水想定区域【L1】の浸水深3m以上の区域を除外していますが、高潮浸水想定区域【L2】においては、居住誘導区域内の8.8ha（居住誘導区域の3.8%）に浸水深3m以上の区域が残存します。

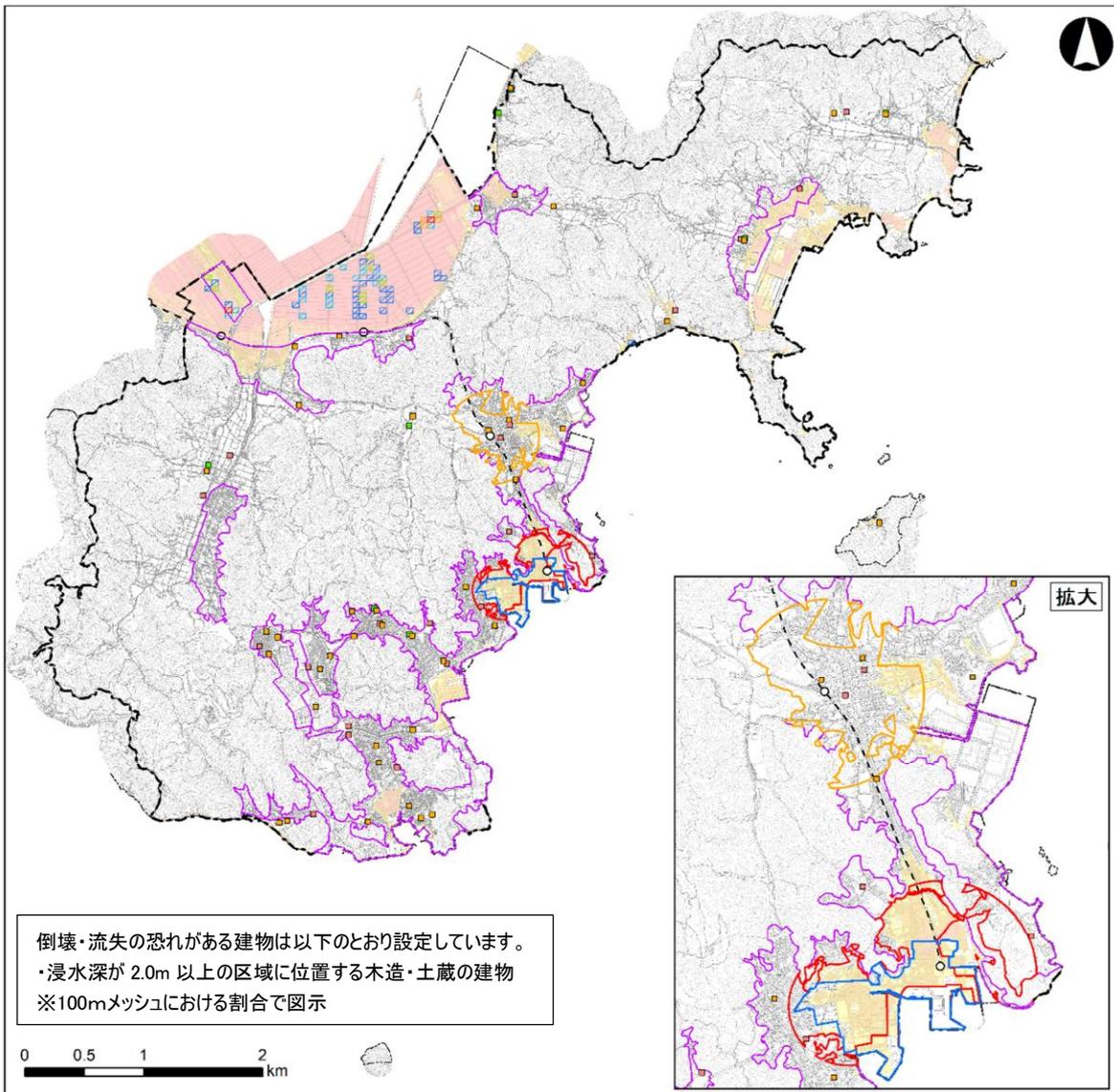


凡例	災害ハザード情報	都市の情報	避難所・避難場所
	高潮浸水想定区域L2 浸水深3.0m以上	市街化区域 都市計画区域 行政区域 都市機能誘導区域 居住誘導区域 まちなか居住区域 居住促進区域	指定緊急避難場所（優先開設避難場所）・指定避難所 指定避難所 ※高潮災害時に利用可能なもののみ表示

【図 7】

災害ハザード情報	【7】津波浸水想定区域
都市の情報	区域線・建物利用現況（構造）・避難所・避難場所

- ・居住誘導区域から2 m以上の津波浸水想定区域を除外していますが、居住誘導区域内に71.4ha（居住誘導区域の30.7%）の浸水想定区域が残存しており、まちなか居住区域においては区域面積の52.6%が浸水想定区域となっています。
- ・居住誘導区域外では児島湖沿岸で5 m未満の浸水想定区域が広く分布しており、市内南側の沿岸部には2 m未満の浸水想定区域が分布しています。居住誘導区域外の内、900.6ha（居住誘導区域外の9.0%）で0.3m以上の浸水が、426.1ha（居住誘導区域外の4.2%）で2 m以上の浸水が想定されています。
- ・居住誘導区域内に倒壊・流失の恐れがある建物はありません。居住誘導区域外に倒壊・流失の恐れがある建物が209棟存在していますが、垂直避難が困難な建物から比較的近い距離に避難施設が分布しています。



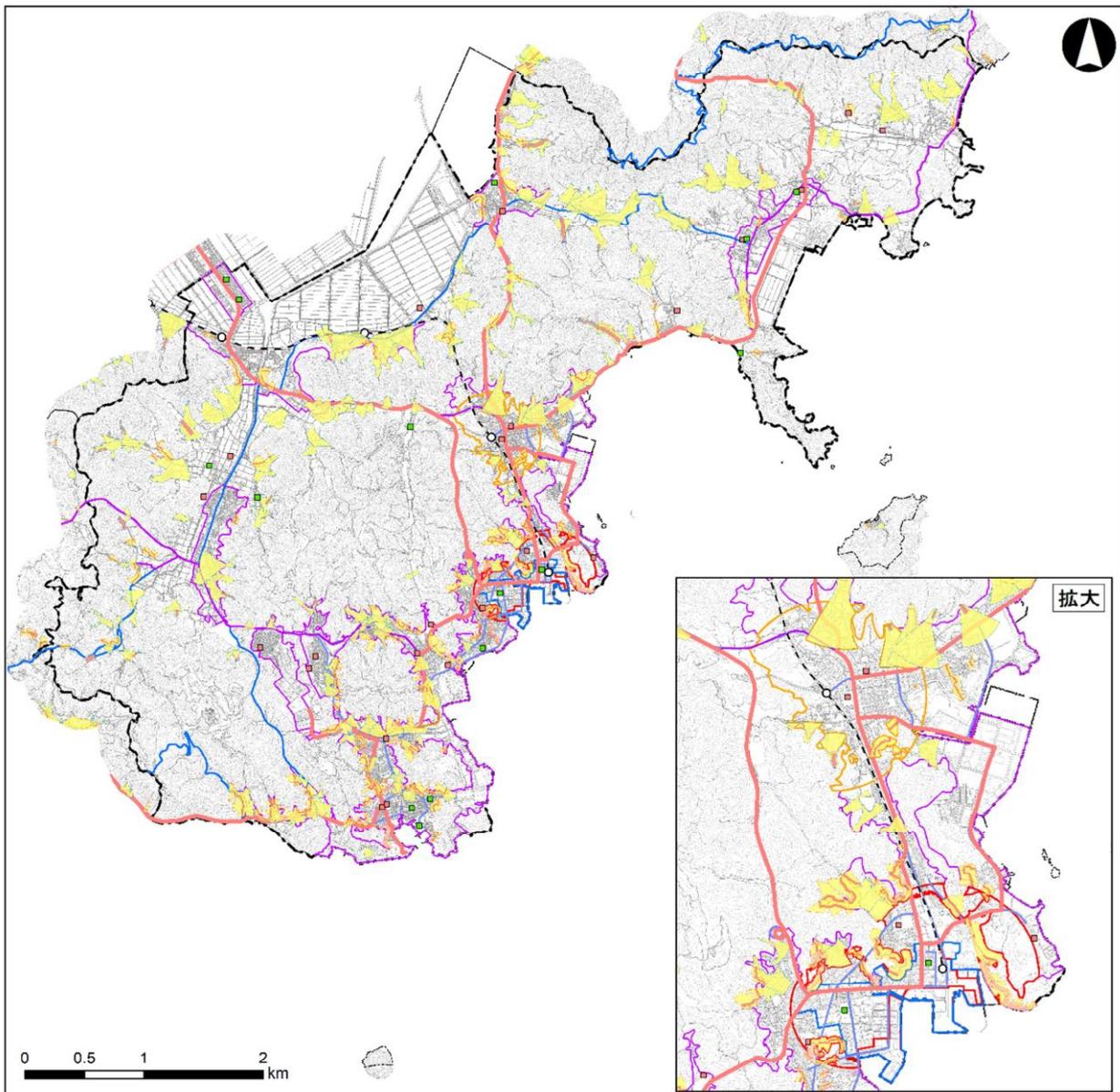
倒壊・流失の恐れがある建物は以下のとおり設定しています。
 ・浸水深が2.0m以上の区域に位置する木造・土蔵の建物
 ※100mメッシュにおける割合で図示

災害ハザード情報		都市の情報		避難所・避難場所	
凡例	津波浸水想定区域	市街化区域	倒壊・流失可能性建物棟数(津波)	指定緊急避難場所(優先開設避難場所)・指定避難所	※津波災害時に利用可能なもののみ表示
	5.0m ~ 10.0m	都市計画区域	倒壊・流失可能性建物なし	指定緊急避難場所(屋外一時避難場所)	
	2.0m ~ 5.0m	行政区域	~2棟	指定避難所	
	1.0m ~ 2.0m	都市機能誘導区域	3~4棟		
	0.3m ~ 1.0m	居住誘導区域	5~7棟		
~0.3m	まちなか居住区域	8~9棟			
	居住促進区域	10棟~			

【図 8】

災害ハザード情報	【8】土砂災害警戒区域・特別警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域
都市の情報	区域線・緊急輸送道路・幹線道路・避難所・避難場所

- ・居住誘導区域から急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域を除外しているため、居住誘導区域内に土砂災害のハザードはありません。
- ・居住誘導区域外では、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域が市街化区域の縁辺部に多く分布しています。
- ・災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき路線である緊急輸送道路や広域及び地域交通を担う鉄道、幹線道路などに、土砂災害警戒区域・特別警戒区域がかかる区間があります。

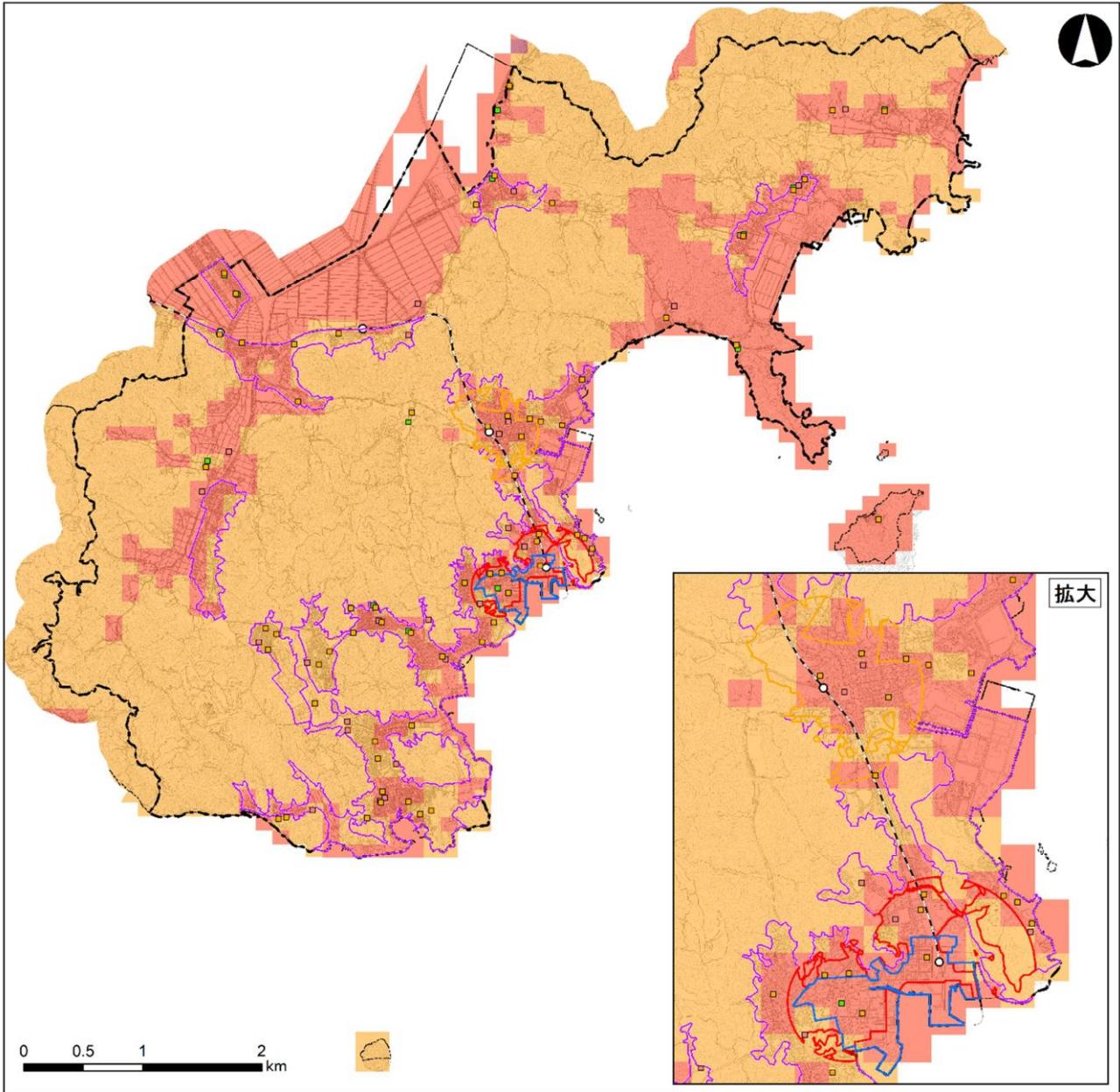


災害ハザード情報		都市の情報		避難所・避難場所	
凡例	土砂災害ハザード	市街化区域	緊急輸送道路	避難所・避難場所	
	急傾斜地崩壊危険区域	都市計画区域	主要幹線道路(国道)	指定緊急避難場所(優先)・指定避難所	※土砂災害時に利用可能なもののみ表示
	土砂災害特別警戒区域(急傾斜)	行政区域	幹線道路(主要地方道)	指定避難所	
	土砂災害特別警戒区域(土石流)	都市機能誘導区域	幹線道路(一般県道)		
	土砂災害警戒区域(地滑り)	居住誘導区域	都市計画道路		
	土砂災害警戒区域(急傾斜)	まちなか居住区域	○ 鉄道駅		
土砂災害警戒区域(土石流)	居住促進区域	--- 鉄道路線			

【図9】

災害ハザード情報	【9】地震【震度階級】
都市の情報	区域線・避難所・避難場所

・南海トラフ巨大地震による想定震度では、市街地が形成されている平地部で震度6弱、その他の主に山地部で震度5強と想定されています。

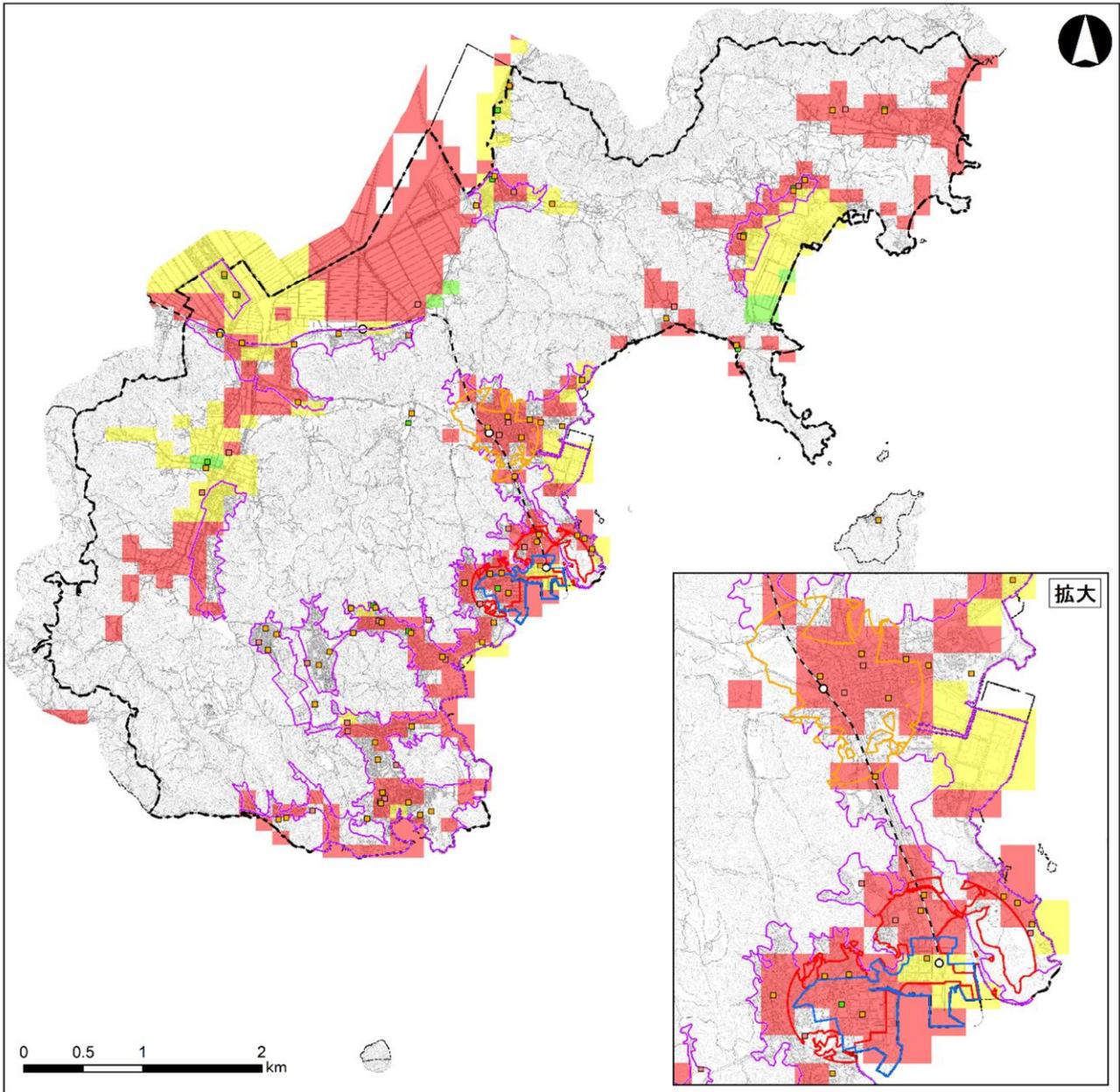


災害ハザード情報		都市の情報		
凡例	地震【震度階級】	市街化区域	避難所・避難場所	
	震度6強	都市計画区域		指定緊急避難場所(優先開設避難場所)・指定避難所
	震度6弱	行政区域		指定緊急避難場所(屋外一時避難場所)
	震度5強	都市機能誘導区域	指定避難所	
	震度5弱	居住誘導区域	※地震災害時に利用可能なもののみ表示	
震度4	まちなか居住区域			
	居住促進区域			

【図 10】

災害ハザード情報	【10】地震【液状化危険度分布】
都市の情報	区域線・避難所・避難場所

・南海トラフ巨大地震による液状化危険度では、既に市街地が形成されている広範囲で液状化危険度が極めて高くなっています。

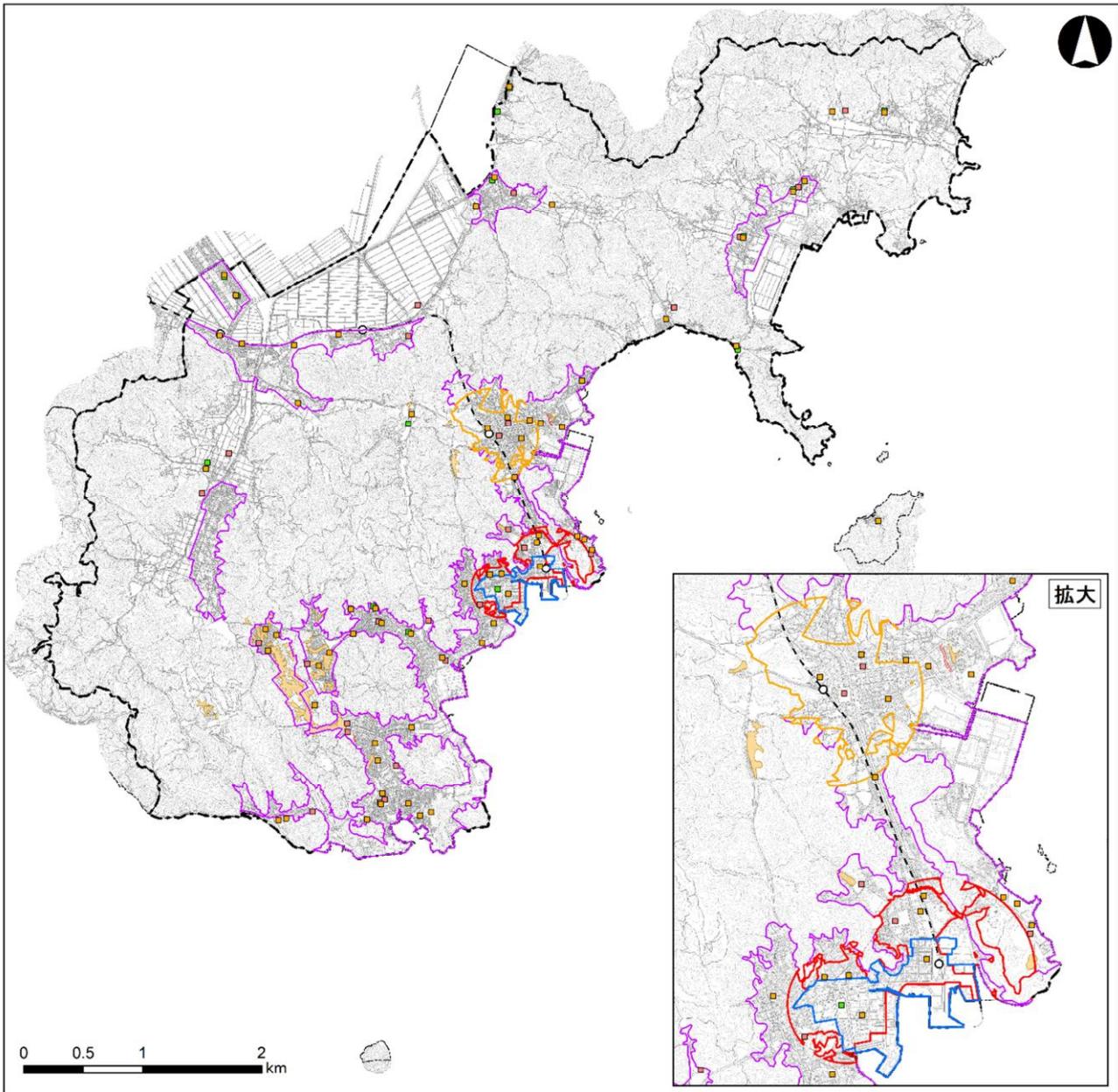


凡例	災害ハザード情報	都市の情報	避難所・避難場所
	地震【液状化危険度分布】 ■ 液状化危険度は極めて高い(15<PL) ■ 液状化危険度は高い(5<PL≤15) ■ 液状化危険度は低い(0<PL≤5) ■ 液状化危険度はかなり低い(PL=0)	■ 市街化区域 ■ 都市計画区域 ■ 行政区域 ■ 都市機能誘導区域 ■ まちなか居住区域 ■ 居住促進区域	■ 指定緊急避難場所(優先開設避難場所)・指定避難所 ■ 指定緊急避難場所(屋外一時避難場所) ■ 指定避難所 ※地震災害時に利用可能なもののみ表示

【図 11】

災害ハザード情報	【11】地震【大規模盛土造成地】
都市の情報	区域線・避難所・避難場所

・玉原地区の市街化区域内の広い範囲が谷埋め型盛土造成地です。
 ※なお図は大規模盛土造成地の概ねの位置や規模を示したものであり、図に示した箇所が必ずしも危険であるというものではありません。



災害ハザード情報	都市の情報	避難所・避難場所
大規模盛土造成地	市街化区域	指定緊急避難場所(優先開設避難場所)・指定避難所
腹付け型	都市計画区域	指定緊急避難場所(屋外一時避難場所)
谷埋め型	行政区域	指定避難所
	都市機能誘導区域	※地震災害時に利用可能なもののみ表示
	居住誘導区域	
	まちなか居住区域	
	居住促進区域	

(4) 防災上の課題の整理

自然災害のリスク分析を行った結果を踏まえ整理した、防災上の課題を以下に示します。

視点	防災上の課題	図番号
洪水	<p>【居住誘導区域外】</p> <p>洪水浸水想定区域が指定されている区域は常山駅北側のみと限定的ですが、常山駅北側ではL2規模の降雨が発生した場合に垂直避難が困難な建物が発生することが懸念されます。また、垂直避難が困難な建物から洪水発生時に使用できる玉野市管轄の避難施設までの距離が長くなっています。そのため、降雨や倉敷川の水位に関する早期の情報収集等、市民が早期に避難活動を開始できるように警戒態勢の強化が求められます。また、県や隣接市との連携等による、行政区域に捉われない避難行動の効率化が求められます。</p>	<p>図1</p> <p>図2</p>
内水	<p>【居住誘導区域】</p> <p>居住誘導区域（居住促進区域）内に0.5m未満の浸水想定区域があります。居住誘導区域においては、将来にわたって市民が安全・安心に暮らすことができる居住の場の形成が求められることから、ポンプ場、下水管渠の整備など、浸水想定を踏まえたハード対策が求められます。</p> <p>【居住誘導区域外】</p> <p>八浜地区等の垂直避難が困難な建物が発生する懸念のある地域においては、ポンプ場、下水管渠の整備など、浸水想定を踏まえたハード対策と防災ハザードマップ等による周知や防災意識の向上、早期避難の促進等のソフト対策が求められます。</p>	<p>図3</p>
ため池	<p>【居住誘導区域】</p> <p>居住誘導区域（居住促進区域）内に3m未満の浸水想定区域があります。居住誘導区域においては、将来にわたって市民が安全・安心に暮らすことができる居住の場の形成が求められることから、ため池の安全性の確保が求められます。</p> <p>【居住誘導区域外】</p> <p>荘内地区や八浜地区等の垂直避難が困難な建物が発生する懸念のある地域においては、ため池ハザードマップ等による周知や防災意識の向上、早期避難の促進等のソフト対策が求められます。</p>	<p>図4</p>
高潮	<p>【居住誘導区域・居住誘導区域外】</p> <p>L1規模、L2規模ともに垂直避難が困難な建物が発生する懸念があり、海岸保全施設の整備等のハード対策と安全な区域への居住誘導や避難訓練等のソフト対策を組み合わせた総合的な防災・減災対策が求められます。また、常山駅北側では垂直避難が困難な建物から高潮発生時に使用できる玉野市管轄の避難施設までの距離が長くなっていることから、県や隣接市との連携等による行政区域に捉われない避難行動の効率化が求められます。</p>	<p>図5</p> <p>図6</p>

視点	防災上の課題	図番号
津波	<p>【居住誘導区域・居住誘導区域外】</p> <p>居住誘導区域内外で0.3m以上の浸水想定区域があり、津波に巻き込まれると避難行動がとれなくなる恐れがあります。また、東高崎付近では2m以上の浸水想定区域があり、木造家屋の倒壊が懸念されます。そのため、海岸保全施設の整備等のハード対策と避難訓練等のソフト対策を組み合わせた防災・減災対策が求められます。</p>	図 7
土砂	<p>【居住誘導区域外】</p> <p>本市の山地の多い地形特性から、市街地縁辺部における土砂災害警戒区域、特別警戒区域の指定が多く、さらに、市街地内部まで広く指定されている土砂災害警戒区域も多くあり、これらの区域において、土砂災害による建物の倒壊、流出などの被害が発生する危険性があります。また、緊急輸送道路や幹線道路、鉄道と重なる土砂災害警戒区域、特別警戒区域があり、土砂災害の発生による道路寸断のリスクがあることから、災害発生後に避難施設への避難が困難となるほか、救助・救急活動や物資供給などに遅延が発生する恐れがあります。</p> <p>そのため、地域特性を踏まえた上で、危険箇所の整備等のハード対策や安全な区域への居住誘導等のソフト対策が求められます。</p>	図 8
地震	<p>【居住誘導区域・居住誘導区域外】</p> <p>本市は、岡山県全体に比べて、建物の耐震化率が低く、耐震化の促進が求められます（耐震診断義務付け対象建築物：令和元年度末 50%（県 80%）、住宅：令和元年度末 73.5%（県 82%））。</p> <p>道路や橋梁、海岸施設等のインフラ施設においても、災害発生時に機能を維持できるよう耐震化の推進が求められます。</p> <p>また、大規模盛土造成地において滑動崩落などの危険性が認められる場合は、宅地地盤の被害を防止するため、滑動崩落防止対策等を推進していくことが必要です。</p>	図 10 図 11

(5) 防災まちづくりの将来像

本市では、近年頻発化・激甚化する自然災害などに備えるため、「自助」・「共助」・「公助」の基本理念に基づき、市民や行政などが一体となって、防災・減災意識を高め、互いに連携し協働することで、安全安心に暮らせるまちの実現を目指しています。

立地適正化計画においては、本市の総合計画、国土強靱化地域計画、地域防災計画等と整合を図りながら、安全安心な居住環境の形成が求められることから、防災まちづくりの将来像は、総合計画における【安全・安心】分野のまちづくり像である「自ら備え、支え合い、助け合う、安全安心のまち」と設定します。

防災まちづくりの将来像

自ら備え、支え合い、助け合う、安全安心のまち

(6) 防災まちづくりの取組方針

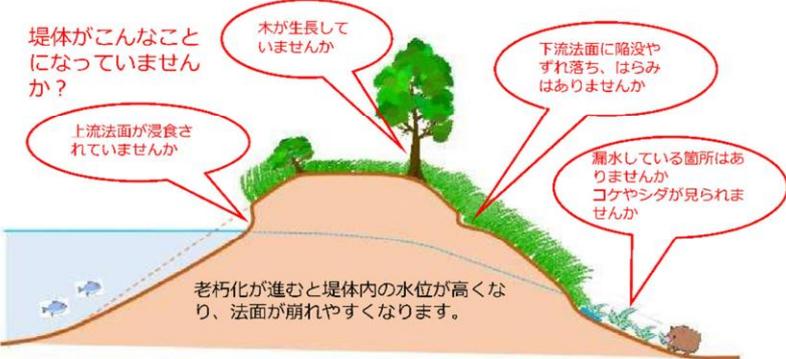
1) 基本的な取組方針

居住誘導区域の設定に当たり、災害リスクを踏まえた区域設定を行い、比較的安全なエリアへの居住を誘導することにより、災害リスクを出来る限り回避します。その上で、居住誘導区域内に残存する災害リスクに対しては、効果的かつ地域特性に即したハード対策とソフト対策を適切に推進し、災害リスクの低減を図ります。

また、居住誘導区域外においては、農林漁業等の従事者やマイカーが自由に使える若い世代、元気な高齢者、農のある暮らし志向者等が今後も継続的に居住することが想定されるため、国土強靱化地域計画及び地域防災計画に基づく施策を計画的に推進し、災害対応力と地域防災力の充実強化に努めます。

リスク回避・リスク低減の取組イメージ

取組種別	取組の目的	取組例
リスク回避	災害時に被害を生じさせないための取組	安全な区域への 居住誘導・開発誘導
リスク低減 (ハード)	被害を軽減させるための取組	上下水道施設の整備 建物・インフラの耐震化
リスク低減 (ソフト)		避難訓練 ハザードマップの周知

災害種別	取組方針	取組種別
<p>内水</p>	<p>下水道施設の整備、適切な修繕・改修や改築、耐震化の推進等のハード対策に取り組みます。</p> <p>また、地域ぐるみの防災活動の促進や高齢者や障がい者等の避難支援等のソフト対策に取り組みます。</p>  <p>図 玉野市公共下水道計画図（雨水）</p>	<p>リスク低減 (ハード・ソフト)</p>
<p>ため池</p>	<p>ため池の堤体の補修等のハード対策によるため池の安全性確保を図るとともに、不要となったため池を廃止します。</p> <p>また、ため池の日常点検やハザードマップの周知を行い、地域住民の防災意識の向上と災害時の最適な避難行動の確保を図る等のソフト対策に取り組みます。</p>  <p>図 ため池堤体の日常点検の例</p> <p>出典：岡山県 農業用ため池を管理されている皆様へ</p>	<p>リスク低減 (ハード・ソフト)</p>

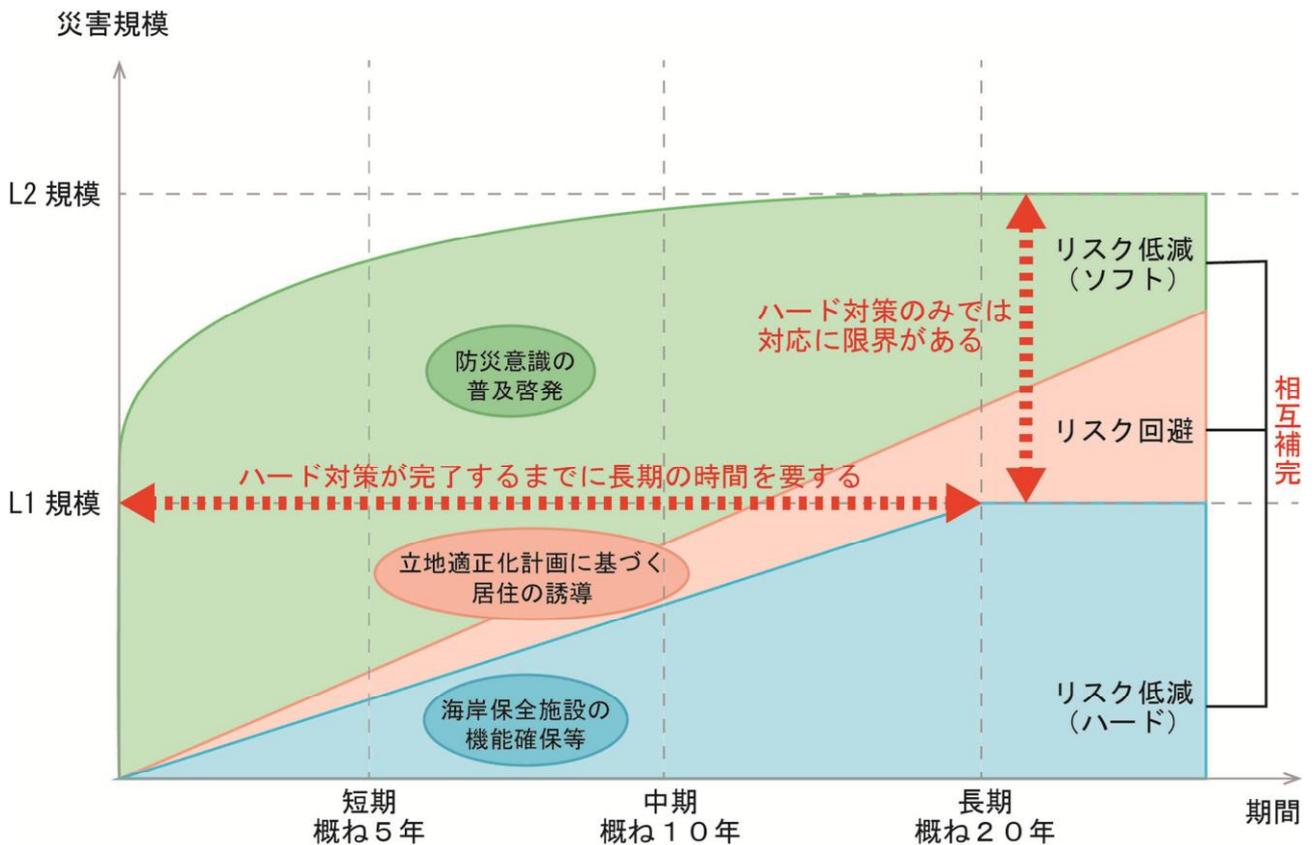
災害種別	取組方針	取組種別
高潮	<p>市内の海岸保全施設の機能確保、強化が図られるよう、関係機関に働きかけるとともに、市管理施設についても適正管理、高潮対策等のハード対策に取り組めます。</p> <p>また、地域ぐるみの防災活動の促進や高齢者や障がい者等の避難支援、岡山市及び倉敷市との避難施設の相互利用による行政区域に捉われない効率的な避難行動の促進等のソフト対策に取り組めます。</p>  <p>図 マイ・タイムライン作成シート</p> <p>出典：玉野市防災ハザードマップ風水害版</p>	<p>リスク回避 リスク低減 (ハード・ソフト)</p>

災害種別	取組方針	取組種別
津波	<p>市内の海岸保全施設の機能確保、強化が図られるよう、関係機関に働きかけるとともに、市管理施設についても適正管理、津波対策等のハード対策に取り組みます。</p> <p>また、津波から命を守るためには、「逃げる」ことが最も重要なことから、市民が迅速に避難できるように、情報伝達体制の整備、避難場所の周知、その他防災教育、避難訓練、要配慮者支援等の総合的なソフト対策に取り組みます。</p>  <p style="text-align: center;">図 防災ハザードマップでの防災情報発信</p> <p style="text-align: center;">出典：玉野市防災ハザードマップ地震・津波版</p>	<p>リスク回避 リスク低減 (ハード・ソフト)</p>
土砂災害	<p>必要に応じて土砂災害防止法第 26 条に基づく県知事による「移転等の勧告」を活用し、移転の促進を図ります。</p> <p>また、土砂災害の発生による道路寸断等のリスクを低減するため、緊急輸送ネットワークや鉄道、主要幹線道路、幹線道路、避難路等のインフラ・ライフラインが保全対象に含まれる区域は、土砂災害防止施設の効率的な整備促進が図られるよう、関係機関に対して働きかけを行います。</p> <p>土砂災害は水害等と比べて発生の予見が困難なことから、豪雨や地震の発生時には早めの避難を促進するため、分かりやすい情報発信や市民の防災意識の向上に資する取組を推進します。</p>	<p>リスク回避 リスク低減 (ハード・ソフト)</p>
地震	<p>建物の耐震診断・耐震改修、重要インフラの耐震化等のハード対策と企業等の事業継続の取組や家庭での備蓄の促進、地域防災活動等のソフト対策を適切に推進します。</p> <p>また、既存の大規模盛土造成地については、安全性把握のための調査を進めます。さらに、危険な新規盛土等の発生を防止するために、盛土規制法に基づき対策を推進します。</p>	<p>リスク低減 (ハード・ソフト)</p>

(7) 具体的な取組

立地適正化計画の計画期間である令和 27 年度までの概ね 20 年間において、比較的 안전한居住誘導区域内への住宅の立地誘導を図る等、災害リスクの回避に取り組みます。

また、居住誘導区域内においても、一定程度の災害リスクが残存することから、居住誘導区域内の災害リスクを低減する取組を推進します。大規模な建設工事等を伴うハード対策は、事業完了までに長期の時間を要することや、想定最大規模の災害が発生した場合にはハード対策のみでは対応に限界があることを勘案し、比較的短期間で実施可能なソフト対策を早期に実施する等、ハード対策とソフト対策で相互補完が可能となるよう、時系列的な整理を行った上で計画的に取組を推進します。



■取組一覧

取組	取組種別	取組主体	災害種別							実施時期の目標		
			洪水	内水	ため池	高潮	津波	土砂災害	地震	短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
立地適正化計画に基づく居住の誘導 (比較的災害リスクの低い居住誘導区域への住宅の立地誘導を図ります。)	回避	市				●	●	●		→		
災害ハザードエリアにおける開発抑制 (災害リスクの高いエリアでの住宅の立地を抑制し、被害対象となる住宅の減少を図ります。)	回避	県市	●					●		→		
がけ地付近等の危険住宅の移転促進 (土砂災害防止法第26条による移転の勧告の活用などにより土砂災害特別警戒区域からの移転促進を図ります。)	回避	県						●		→		
河川管理施設の機能強化 (倉敷川の改良事業の整備促進を県に働きかけます。) (市管理河川について、浚渫など維持管理を着実に実施するとともに、護岸改修等を計画的に行います。)	低減 (ハード)	県市	●							→		
上下水道施設の耐震化等の促進 (被災時においても下水道施設の使用を継続するため、また、内水被害を軽減するため、施設の整備、適切な修繕・改修や改築、耐震化の推進を図ります。)	低減 (ハード)	市		●					●	→		
ため池の堤体補修 (降雨や地震によるため池の決壊を防止するため、堤体の適切な維持管理を図るとともに、不要となったため池を廃止します。また、危険なため池については堤体の補修を行います。)	低減 (ハード)	市			●					→		
海岸保全施設の機能確保等 (市内の海岸保全施設について、施設の機能確保、強化が図られるよう、関係機関に働きかけるとともに、市管理施設についても適正管理、対策に努めます。)	低減 (ハード)	県市				●	●			→		
土砂災害防止施設の整備等 (近年の豪雨等の状況を踏まえ、土砂災害防止施設の効率的な整備促進が図られるよう、関係機関に対して働きかけを行います。)	低減 (ハード)	県市						●		→		
住宅・建築物等の安全性確保 (地震による住宅の倒壊被害等から市民を守り、緊急輸送道路の交通を確保するため、住宅・建築物等の耐震診断・耐震改修の促進を図ります。)	低減 (ハード)	市							●	→		
道路施設の機能確保等 (大規模災害時においても道路機能を確保するため、改良等が必要な国・県管理の道路施設の整備について、関係機関に対して働きかけを行います。)	低減 (ハード)	国 県市	●	●	●	●	●	●	●	→		
学校施設の機能強化 (学校施設は、児童生徒が日中の大半を過ごす場であり、災害時の避難場所となることから、適切な改修・機能強化を図ります。)	低減 (ハード)	県市	●	●	●	●	●	●	●	→		
保育施設等の耐震化等 (幼保施設の統廃合等に伴う施設整備等を推進します。)	低減 (ハード)	市	●	●	●	●	●	●	●	→		
都市公園の防災機能整備 (都市公園の防災機能の目標設定及び強化を図ります。)	低減 (ハード)	市	●	●	●	●	●	●	●	→		
用水路の事前水位低下による雨水貯留 (大雨が想定される場合に、事前に農業用水路の水位を低下させ、水路の利水容量を、一時的に貯水容量として使用することで、浸水対策として活用します。)	低減 (ソフト)	市	●	●						→		
ため池の日常点検 (ため池の決壊、氾濫を防止するため、日常的な点検を実施や降雨時の事前放流等を推進します。)	低減 (ソフト)	市			●					→		
大規模盛土造成地の調査 (大規模地震時における宅地の被害の軽減を図るため、必要に応じて大規模盛土造成地の調査を実施します。)	低減 (ソフト)	県市							●	→		
ハザードマップの周知 (ハザードマップの周知を行い、地域住民の防災意識の向上と災害時の最適な避難行動の確保を図ります。)	低減 (ソフト)	市	●	●	●	●	●	●	●	→		

取組	取組種別	取組主体	災害種別							実施時期の目標			
			洪水	内水	ため池	高潮	津波	土砂災害	地震	短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)	
防災意識の普及啓発 (学校と地域が連携した防災教育や防災訓練を実施し、市民の防災意識の醸成を図ります。) (緊急時に園児が安全に避難できるよう、職員に防災に関する研修を実施するほか、定期的に防災訓練を実施します。) (最新の災害リスクに基づくハザードマップの整備を行い、防災出前講座などにより、マイ・タイムラインの取組を推進します。)	低減 (ソフト)	市	●	●	●	●	●	●	●	●	→		
自主防災組織の組織化や避難訓練の実施 (防災に関する出前講座の実施、自主防災組織の活動活性化策の実施等により地域ぐるみの防災活動を促進します。)	低減 (ソフト)	市	●	●	●	●	●	●	●	●	→	→	→
自主防災リーダーの養成 (自主防災組織のリーダーを養成するため、防災士の資格取得に対する助成を行い、人材の育成を図ります。)	低減 (ソフト)	市	●	●	●	●	●	●	●	●	→	→	→
地区防災計画の策定 (自主防災組織等の地区団体において、自発的な防災活動の内容を定めた地区防災計画の策定を促進します。)	低減 (ソフト)	市	●	●	●	●	●	●	●	●	→	→	→
分かりやすい情報の発信 (災害時に必要となる防災情報(気象情報、避難情報など)を迅速かつ適切に発信する。また、庁内通信設備の冗長化を図ります。)	低減 (ソフト)	市	●	●	●	●	●	●	●	●	→		
多様な情報伝達手段の確保 (各種防災情報の確実な伝達に向けて、情報伝達手段の確保・充実を図ります。)	低減 (ソフト)	市	●	●	●	●	●	●	●	●	→		
要配慮者対策の促進 (避難行動要支援者対策を推進するとともに、高齢者施設等の避難体制の構築、福祉避難所の確保等を行います。)	低減 (ソフト)	市	●	●	●	●	●	●	●	●	→	→	→
要配慮者利用施設の避難確保計画の作成促進 (高齢者・障がい者施設、学校などの要配慮者利用施設において避難確保計画の作成を促進します。)	低減 (ソフト)	市	●	●	●	●	●	●	●	●	→	→	→
要配慮者の個別避難計画の作成促進 (高齢者や障がい者などの避難行動を地域ぐるみで支援するための個別避難計画の作成を促進します。)	低減 (ソフト)	市	●	●	●	●	●	●	●	●	→	→	→
被災時における隣接市との連携強化 (隣接する岡山市、倉敷市と連携し、市境付近に居住する市民の行政区域に捉われない避難施設の利用を促進します。)	低減 (ソフト)	県市	●	●	●	●	●	●	●	●	→		
民間事業者との協定の締結・拡充 (災害発生に備え、民間事業者との協定締結を促進するとともに、その拡充を図ります。)	低減 (ソフト)	市	●	●	●	●	●	●	●	●	→	→	→
公的備蓄の推進 (災害発生時に必要となる物資の備蓄計画を策定し、備蓄物資の適切なローリングストックを行います。) (主要な避難所に防災倉庫を整備することにより、備蓄物資の適切な管理と避難所の強化・充実を図ります。)	低減 (ソフト)	市	●	●	●	●	●	●	●	●	→	→	→
業務継続計画(BCP)の実行性に向けた取組 (策定済みの「玉野市業務継続計画」について、非常時優先業務等の見直しを行うなど、計画の実効性向上を図るとともに、職員への周知徹底を行います。)	低減 (ソフト)	市	●	●	●	●	●	●	●	●	→	→	→
事業継続力強化計画策定の促進・各種支援策の周知 (事業継続力強化計画の策定を通じ、緊急時の対応に関する企業の意識啓発を図ります。)	低減 (ソフト)	市	●	●	●	●	●	●	●	●	→	→	→
観光地における防災対策 (観光施設において、旅行者へ適切に災害情報を届け、避難行動につながる体制等の整備を促進します。)	低減 (ソフト)	市	●	●	●	●	●	●	●	●	→	→	→

(8) 評価指標の設定

本市では、防災まちづくりの将来像に掲げる「自ら備え、支え合い、助け合う、安全安心のまち」の進捗状況を確認するため、以下の指標について概ね5年に1度評価を実施し、目標年内での目標値の達成を目指します。

評価指標	現状値 (●●年)	目標値 (●●年)
土砂災害特別警戒区域内の居住人口〔人〕 がけ地近接等危険住宅移転事業の活用件数〔件〕 ※地震に伴う崖崩れや大規模盛土造成地の崩壊等による建築物の被害軽減のため、急傾斜地崩壊防止の対策に努めるとともに、がけ地近接等危険住宅移転事業などの施策を検討します。【玉野市耐震改修促進計画 P25】		
家庭で防災対策をしている市民の割合〔%〕		
自主防災組織の組織率〔%〕		
防災士資格取得者数〔人〕		

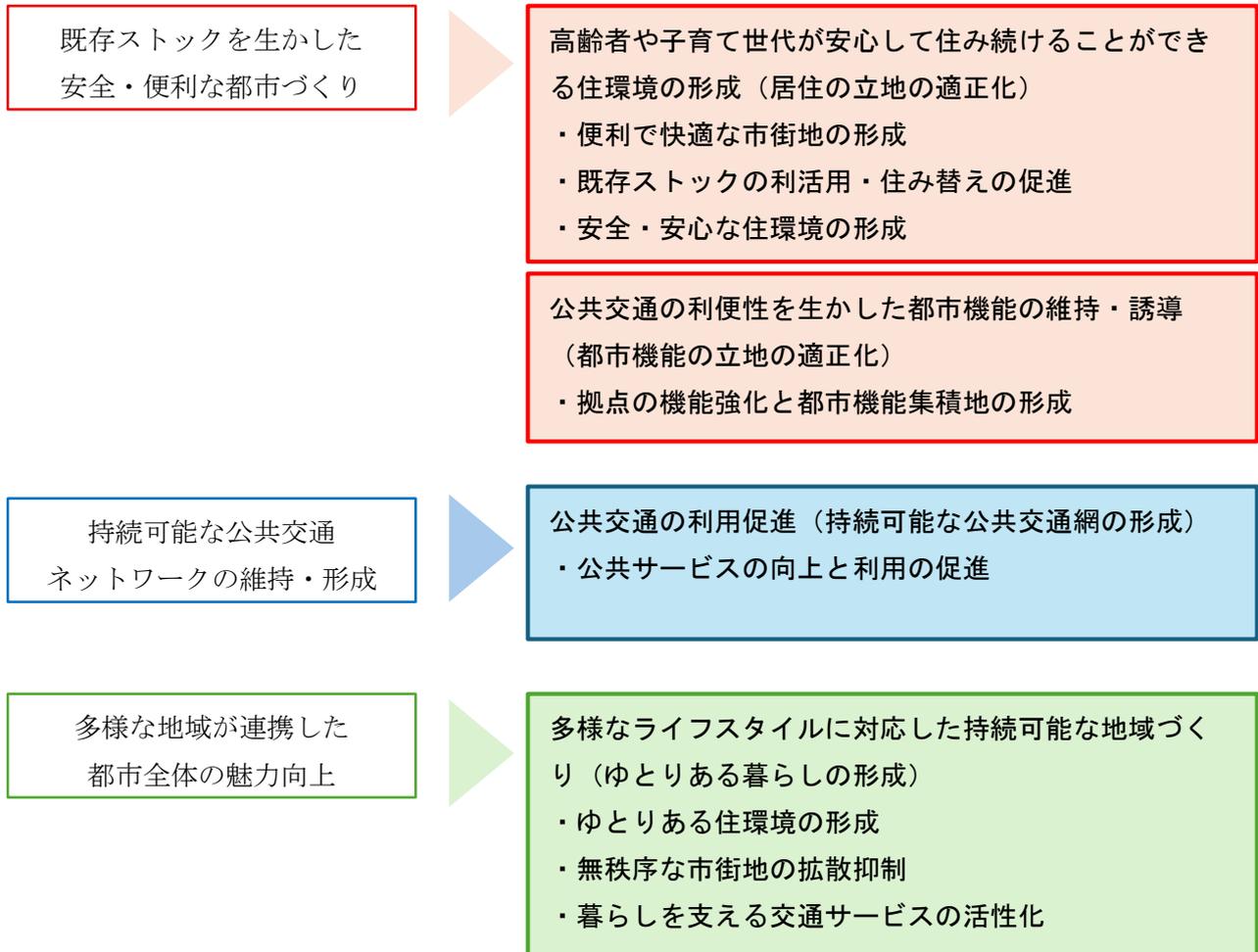
第7章 誘導施策

(1) 誘導施策

立地適正化計画の推進に向けて、本市が取り組む施策の方向性を整理します。

【集約型都市形成の基本方針】

【誘導施策】



1) 高齢者や子育て世代が安心して住み続けることができる住環境の形成（居住の立地の適正化）

居住誘導区域への居住の誘導を促進するため、公共交通の利便性や都市施設への近接性等を生かし、子育て世代や高齢者が住みたくなる、安全で快適な住宅・宅地の供給等を促進します。

このため、都市基盤の整備・充実を図るとともに、交流の場づくりや住宅の取得、リフォーム等に対する支援など、多様な世代が安心して住み続けることができる住環境づくりを推進します。

また、市民や国・県等の関係機関と連携し、ハード・ソフトの両面から防災・減災対策を推進し、市街地全体の安全性の維持・向上を図ります。

【便利で快適な市街地の形成】

高齢者や子育て世代など多くの市民の便利で快適な暮らしを実現するため、都市基盤の整備や土地利用規制の見直し等を推進します。また、立地適正化計画に基づく届出制度を活用し、災害リスクに関する情報や本計画の趣旨等を積極的に周知することで居住の誘導を図ります。

（便利で快適な市街地の形成に向けて推進・検討する施策）

- ・居住誘導区域外の届出制度を活用した情報提供
- ・用途地域の見直し、地区計画制度の活用
- ・身近な都市公園等の整備・再編・適正配置の検討
- ・公営住宅の整備・再編・適正配置や跡地利用の検討

【既存ストックの利活用・住み替えの促進】

市街地を中心に分布している空き家等の既存ストックを有効に活用し、子育て世代や高齢者等、それぞれのライフスタイルやライフステージに応じた住み替えを支援します。

（既存ストックの利活用・住み替えの促進に向けて推進・検討する施策）

- ・高齢者向け住宅改修（バリアフリー化等）の支援
- ・子育て世代に役立つ情報提供
- ・空き家バンク制度の運用
- ・空き家活用のための改修費用への支援
- ・移住希望者のための支援
- ・住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度及び改修事業の周知
- ・結婚や出産、就職を契機とした転入・転居世帯への支援の検討

【安全・安心な住環境の形成】

大規模な自然災害から市民の生命と財産を守るため、避難地・避難路の充実や、災害ハザードエリアにおける土地利用規制の検討など、ハード・ソフトの両面から安全・安心な住環境の形成を推進します。

また、子育てや介護などを世代間・世帯間で支え合うことで安心して暮らせる生活環境を形成するため、三世代による同居・近居に対する支援を検討します。

（安全・安心な住環境の形成に向けて推進・検討する施策）

- ・国・県・市等の連携によるハード・ソフトを併せた治水対策・維持管理等
- ・県と連携した砂防関連施設の整備

- ・避難地・避難路等の検討・整備
- ・避難所等への誘導
- ・耐震改修や危険空き家対策の促進
- ・狭隘道路の解消
- ・通学路の安全確保
- ・各種ハザードマップの随時見直し、周知の徹底
- ・災害ハザードエリアにおける開発許可の厳格化
- ・災害ハザードエリアにおける土地利用規制・建築規制等に向けた検討
- ・自主防災組織への支援
- ・協働による地区防災計画の策定
- ・防災意識・知識向上のための防災啓発活動
- ・分かりやすい避難情報の提供
- ・避難確保計画の作成支援
- ・各種支援団体との災害対応のための連携協定の締結
- ・三世帯同居、近居に対する支援の検討

2) 公共交通の利便性を生かした都市機能の維持・誘導（都市機能の立地の適正化）

都市機能の集積を推進するため、公共交通の利便性を生かして既存の都市機能の維持・誘導を図るとともに、観光等と連携した市街地の回遊性の向上、道路、公園などの公共空間の有効活用などにより、にぎわい創出を促進します。

【拠点の機能強化と都市機能集積地の形成】

公共交通の利便性を生かし、都市機能の維持・誘導を図り、まちなかの回遊性を高めるため、都市機能誘導区域へのアクセス道路の整備促進を図るとともに、民間活力を活用しながら低未利用地や公共空間の活用促進を検討します。

（拠点の機能強化と都市機能集積地の形成に向けて推進・検討する施策）

- ・都市拠点へのアクセス性の強化
- ・安全・安心な都市機能集積地の形成
- ・国等の支援制度の活用に向けた支援
- ・誘導施設に関する届出制度の活用
- ・官民連携によるまちづくり活動の活性化
- ・公共施設の再編、集約化、長寿命化、適正配置及び公有地の有効活用
- ・空き店舗の利活用促進
- ・観光案内板等による市街地の回遊性の向上
- ・低未利用地の有効活用、高度利用の推進等による生活利便施設や都市型住宅の立地誘導の検討
- ・自転車走行空間や駐輪場整備の検討
- ・パーク PFI の推進等によるオープンスペースのにぎわい創出の検討

3) 公共交通の利用促進（持続可能な公共交通網の形成）

コンパクト・プラス・ネットワーク型都市構造の実現に向けて、玉野市地域公共交通計画との連携・協調を図りながら、交通利便性の高い場所において都市機能や居住の維持・誘導を図るとともに、公共交通の利用促進を図ります。

【公共サービスの向上と利用の促進】

持続可能な公共交通網の形成を図るため、交通事業者と連携・協力しながら、公共交通の利用促進を図ります。このため、公共交通ネットワークの充実や分かりやすい交通情報の発信等を推進します。

（公共サービスの向上と利用の促進に向けて推進・検討する施策）

- ・岡山市との間の広域幹線ネットワークの充実
- ・都市機能や居住の誘導等を踏まえた市内路線網の見直しと乗り継ぎ環境の整備
- ・駅周辺環境の向上や沿線の魅力についての情報提供
- ・公共交通に係る周辺施策（観光、教育など）との連携
- ・分かりやすい交通情報媒体の整備
- ・広報紙やSNS等による定期的な情報発信
- ・周辺自治体との公共交通の連携強化
- ・官民連携による持続可能な移動手段の確保

4) 多様なライフスタイルに対応した持続可能な地域づくり（ゆとりある暮らしの形成）

周辺市街地や集落地等においては、都市機能誘導区域との公共交通によるネットワークを維持し、地域の実情に応じた豊かな暮らしの場を維持します。

また、地場産業と観光の連携などを支援し、多様なライフスタイルに対応した持続可能な地域づくりを支援します。

【ゆとりある住環境の形成】

周辺市街地や集落地等において、豊かな環境を生かしながら、ゆとりある暮らしの場を維持するため、ハザードエリアでの土地利用規制の強化や空き家・跡地等の適正管理等を行うとともに、市街化調整区域における地区計画の適切な運用を図ります。

（ゆとりある住環境の形成に向けて推進・検討する施策）

- ・空き家・跡地等の適正管理
- ・空き家等の発生抑制のための制度・仕組みの利用促進
- ・土砂災害特別警戒区域の市街化調整区域への編入の検討
- ・市街化調整区域における地区計画の運用

【無秩序な市街地の拡散抑制】

無秩序な市街地の拡散を抑制し、集落環境や営農環境を維持するため、市街化区域の開発許可基準の見直し等を検討するとともに、農業振興地域制度の適切な運用を図ります。

(無秩序な市街地の拡散抑制に向けて推進・検討する施策)

- ・都市計画法第 34 条第 11 号に基づく玉野市条例の廃止等に向けた検討
- ・農業振興地域制度の適切な運用

【暮らしを支える交通サービスの活性化】

周辺市街地や集落地等は、地域や公共交通事業者と連携し、地域特性に応じて、鉄道、路線バス、シーバスなどにより、都市拠点までの移動手段が確保できるよう、公共交通の維持・確保に努めます。

(暮らしを支える交通サービスの活性化に向けて推進・検討する施策)

- ・鉄道、路線バス、シーバス、シータクが連携した移動手段の維持・改善

◇ 支援事業の活用について

各施策、事業の推進にあたっては、国や県等の財政支援や税制支援などの活用を検討することとします。

国等の主な支援事業を下記に例示します。

- | | |
|----------------|--------------------|
| ・都市構造再編集中支援事業 | ・地域公共交通確保維持改善事業 |
| ・都市再生区画整理事業 | ・まちなかウォークアブル推進事業 |
| ・集約都市形成支援事業 | ・都市防災総合推進事業 |
| ・都市再生整備計画事業 | ・防災・省エネまちづくり緊急促進事業 |
| ・市街地再開発事業 | ・住宅耐震化推進事業 |
| ・優良建築物等整備事業 | ・公営住宅整備事業 |
| ・住宅市街地総合整備事業 | ・空き家対策総合支援事業 |
| ・都市・地域交通戦略推進事業 | ・空き家再生等推進事業 |

(2) 評価指標

※R8年度検討予定

【評価指標】(直接指標)

- 人口密度の低下の抑制
- 都市機能施設の維持
- 公共交通利用者数の維持
- 空き家バンクの契約成立件数

【効果指標】(間接指標)

- 市街地の地価(固定資産税・都市計画税)
- 人口1人あたり小売業年間販売額
- 人口1人あたり歳出額(建設部門)
- 市民の満足度等(市民意識調査)
 - ・公共交通の利用方法が分かりやすいと感じている市民の割合
 - ・公共施設や病院への移動手段がなく不便を感じている市民の割合
 - ・市街地の利便性に満足している市民の割合
 - ・今後も玉野市に住み続けたいと思う市民の割合